

平成27年度行政評価 評価票

NO	件名	所管部課
7	清瀬市郷土博物館協議会	郷土博物館

設置条例等	清瀬市博物館条例	根拠法令等	博物館法第20条
委員会の設置目的	博物館法第20条及び清瀬市博物館条例の規程により設置された諮問機関で、博物館長の諮問に応じ、博物館の事業、運営について専門的立場や来館者(利用者)の観点を踏まえて意見・提言を述べる事を目的としている。		
開催頻度	年3回	平成26年度開催回数	3回
委員数	7人	委員の職業等	学識者等
開催頻度	平成26年度事業費		120千円
報酬	月	8,000円	

第一次評価(個別評価)				
必要性	より上位の施策目的を達成するため、委員会の設置が必要であるか			3点
	・委員会の設置が必要である	3点	点	
	・委員会の設置が望ましい	2点		
	・委員会の設置は必要でない	1点		
有効性	委員会運営によって、期待されている本来の効果を得られているか			2点
	・期待以上の効果を得られている	3点	点	
	・期待通りの効果を得られている	2点		
	・期待通りの効果を得られていない	1点		
効率性	委員会運営に係る予算的・時間的コストを踏まえ、費用対効果は高いか			2点
	・費用対効果は非常に高い	3点	点	
	・費用対効果は高い	2点		
	・費用対効果は低い	1点		
代替性	他の委員会での代替は可能であるか			3点
	・代替不可能である	3点	点	
	・一部代替可能である	2点		
	・代替可能である	1点		

第一次評価(所管課評価)	
<p>清瀬市郷土博物館は、昨年開館30年を迎えた。郷土博物館協議会では、これまで郷土博物館の事業計画、事業報告、郷土博物館運営について意見をいただき博物館の運営を行ってきた。</p> <p>しかし、郷土博物館は31年目という新たなステージを迎え、社会やニーズ変化の中で郷土博物館の活動への市民参画、博学連携等新しい取組が求められている。郷土博物館の地域での役割や社会的使命を考え、より多くの市民が郷土博物館を利用しやすいシステム作りや、事業の企画等、郷土博物館の今後あるべき運営方法を検討していく郷土博物館協議会が必要であると考え。協議会自体の見直し、統廃合については難しいと考える。</p>	

第二次評価	
継続	郷土愛の育成やシティプロモーションの拠点として、郷土博物館の重要性は高まっており、郷土博物館の運営を検証する場として当協議会の必要性は高い。今後は、一般利用者の意見の聴取も視野に入れ、委員構成を再検討することが望ましい。